

和光市長寿あんしんプラン (地域包括ケア計画)

第9期和光市介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画

ダイジェスト版

令和6年3月

和光市

1 計画策定の背景

- 介護保険制度は、その創設から二十年が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。本制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進してきたところです。
- 国ではいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加から、各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要であり、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性の高まりも予想されます。一方、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となります。
- 和光市では、平成14(2002)年から介護予防事業を開始したほか、コミュニティケア会議（地域ケア会議）の開催、さらには「まちかど健康相談室」等の介護予防と健康づくりのためのサービスを一体的に提供する介護予防拠点の設置など、これまで介護保険事業、高齢者保健福祉事業において様々な取組を行ってきました。
- 本計画は、高齢者を取り巻く情勢の変化やそれらを踏まえた諸課題に対応するため、和光市における高齢者施策の基本的な考え方や高齢者の保健福祉や介護保険事業の方向性を示すとともに、今後の具体的取組を総合的かつ体系的に整え、介護保険事業の安定的運営を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけと計画期間

【位置づけ】

- 本計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込み量などを定める介護保険事業計画を、「長寿あんしんプラン」として一体的に策定するものです。
- また、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第2条で定める「地域包括ケアシステム」を構築するための計画であり、その意味で「地域包括ケア計画」として位置づけられます。
- さらに、本計画は、各分野における個別分野計画の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」の中で、目標像6「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」に位置付けられています。

【計画期間】

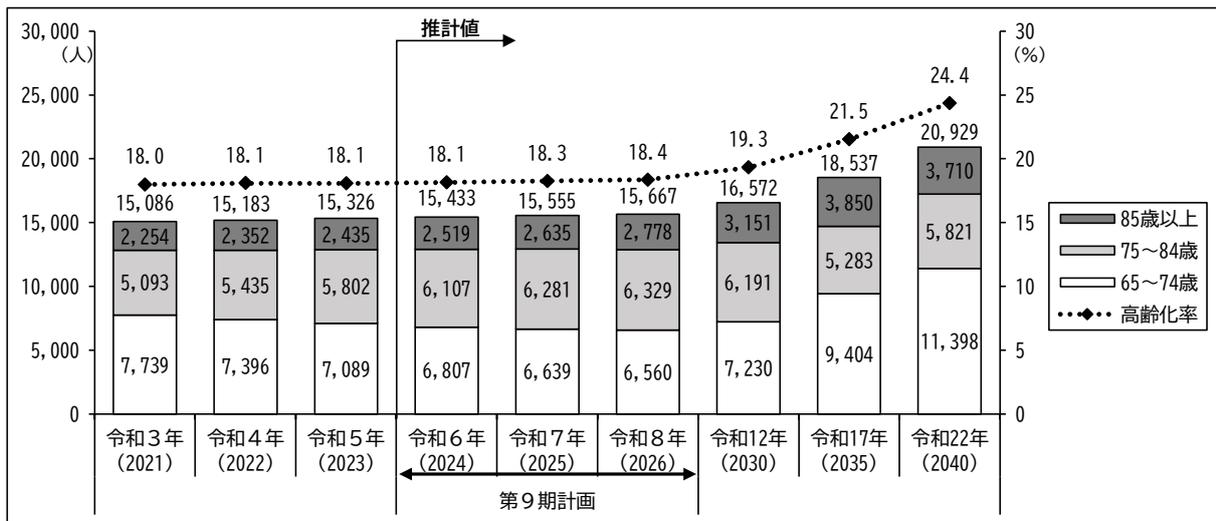
- 本計画は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の計画とし、計画最終年度の令和8(2026)年度に計画の見直しを行います。また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年(2040年)の中長期を見据えて、介護サービス・給付・保険料の水準を勘案し、長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

3 高齢者数及び認定者数の将来推計

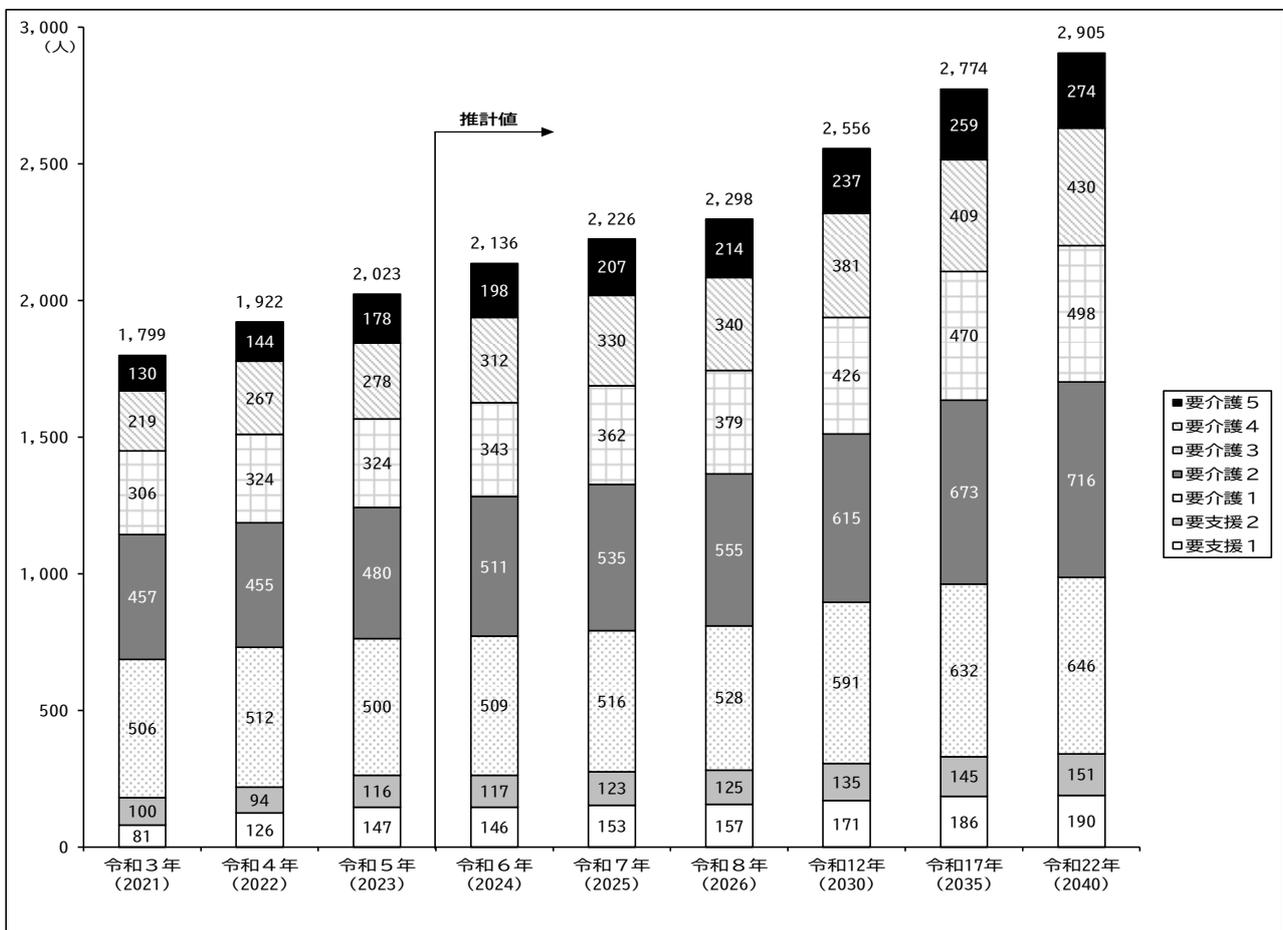
【位置づけ】

- 第9期計画の最終年である令和8(2026)年には65歳以上人口15,667人、高齢化率18.4%と見込まれ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には65歳以上人口20,929人、高齢化率は24.4%にまで増える見通しです。
- 要介護(要支援)認定者は年70~100人程度の増加が見込まれ、計画最終年度の令和8(2016)年度には2,298人になる見通しです。

<将来の高齢者数推計結果>



<将来の要介護(要支援)認定者数推計結果(第2号被保険者を含む)>



4 第9期計画に向けた課題の整理

第8期計画の課題や国の基本指針、日常生活圏域ニーズ調査等の結果を踏まえ、第9期計画に向けた課題を次のとおり整理します。

【1 高齢者の社会参加の推進について】

- 新型コロナウイルスまん延防止に伴う外出自粛によると考えられる影響で、通いの場における参加率や総合事業対象者や認定者の維持・悪化率の多くが目標未達成
- 日常生活圏域ニーズ調査によると29.3%の方が外出を控えていると回答しており、社会参加のリスク分析では、全ての年代において、女性よりも男性の方が、リスクが高い傾向あり
- 高齢者の社会参加は、介護予防施策に直結する課題であるため、高齢者の社会参加機会の創出、特に男性の社会参加の促しが今後の課題

【2 認知症施策の取組拡充について】

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、地方公共団体においても認知症に対する施策を講ずる必要あり
- 本市の令和4年度の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標では、認知症施策に関わる事業の配点が他の事業と比較すると低く評価
- 今後、後期高齢者人口の増加に伴う、認知症患者数の増加への対策が「**地域共生社会の実現**」のために重要

【3 介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる推進】

- 本市の令和5年度の認定率は全国平均に比較すると大きく下回っており、本市における介護予防・日常生活支援総合事業が一定の成果を挙げていると評価できるため、事業をより推進させることが必要
- 第8期計画での総合事業施策を進捗評価する「新規認定の発生予防」の指標では、目標値に対して低く乖離しており、介護予防事業の進捗評価の指標である「認定者の要介護状態の改善・維持」では、要支援1、2の改善率はいずれも目標未達成
- 第9期計画では、事業の進捗管理をするための基準となるアウトカム指標を掲げ評価することで、事業をより効果的に取組む必要あり

【4 介護人材の確保の推進について】

- 国の基本指針では、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止などを総合的に取組む必要あり
- 本市においても、高齢者人口の増加に伴う、介護サービスの利用量増加に対応していくため、介護従事者の確保と介護現場の生産性の向上に取組む必要あり

5 計画の基本的な考え方

【基本理念】

- 「第五次和光市総合振興計画」では、目指すべき未来像として、高齢者の生活の質が高く、生きがいを持って、住み慣れた地域で暮らし、自らの力を地域に活かせる。また、家族介護者の身体的・精神的な負担が軽減されることを達成するために、「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」ということを目標像として掲げています。
- 本計画では、その目標像を実現するため、基本理念として総合振興計画と同じ「高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」を基本理念として、一体的な推進を図ります。

【施策の体系】

- 基本理念「高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる」を実現するために、4つの基本施策を柱として、各施策を展開していきます。また、施策の中でも重点的に取り組む4つの施策を重点施策として推進します。

基本理念	基本施策	各施策
高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる。	1 高齢者の生きがいと社会参加への支援	1-1 高齢者の社会参加の推進 【重点】
		1-2 社会参加を支える場の支援
		1-3 家族等介護者の負担の軽減による社会参加の継続
		1-4 認知症対策における社会参加への支援
	2 きめ細かな介護予防の推進	2-1 フレイル予防・介護予防のための取組の充実 【重点】
		2-2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
		2-3 ケアマネジメントの強化と地域課題の解決に向けた取組み
	3 高齢者の暮らしを支える仕組みの充実	3-1 認知症対策の推進 【重点】
		3-2 養護者及び施設職員等による虐待防止
		3-3 地域で暮らし続けるための支援（市独自サービス）
		3-4 包括的支援事業（地域包括支援センター）の推進
		3-5 権利擁護事業の推進
		3-6 在宅医療・介護連携の推進
		3-7 介護費等を負担軽減する取組
	4 介護保険サービス提供体制の整備	4-1 介護人材の確保・育成 【重点】
		4-2 重層的支援体制の強化
		4-3 介護保険サービス事業所に対する指導・監査の強化
		4-4 給付適正化の推進
		4-5 介護サービス基盤の計画的な整備

6 計画推進のための施策

【基本施策1 高齢者の生きがいと社会参加への支援】

■一人一人のニーズが多様化する中、高齢者の孤立を防ぐためにも、社会参加活動など、人と人のつながりが重要です。また、社会参加活動を通じて、心の豊かさや生きがいを得られるなど、自身の健康にもつながるため、高齢者の生きがいや社会参加への支援を広く展開していきます。

<主な具体的な取組内容>

1-1 高齢者の社会参加の推進【重点】

- ◎就労的活動支援コーディネーターの配置【新規】
- ◎高齢者版ファミリーサポート事業の展開【新規】
- ◎生活支援コーディネーターの継続実施 ◎地区社会福祉協議会への支援
- ◎ICTを活用した高齢者の社会参加の促進

1-3 家族等介護者の負担の軽減による社会参加の継続

◎健康増進浴場施設利用補助（保健福祉事業）

被保険者の介護予防（閉じこもり予防）主な目的として、要介護認定者の介護にあたっている家族等介護者のリフレッシュに資するため、対象の浴場施設の利用を補助します。

【基本施策2 きめ細かな介護予防の推進】

■高齢者の増加が見込まれる中、きめ細かな介護予防による高齢者の健康維持・増進の重要性が高まっています。また、高齢者が健康でいきいきと暮らしていくためにも、早期発見・早期対応が必要です。本市において重点的に取組みしてきた介護予防事業をさらに発展・効率化させることで、いつもでも健康な高齢者を増やします。

<主な具体的な取組内容>

2-1 フレイル予防・介護予防のための取組の充実【重点】

◎介護予防拠点の展開

市内に6カ所の介護予防拠点があり、うち5カ所で高齢者向けの介護予防教室を実施するとともに、介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスC）も実施しています。

まちかど健康広場	本町 23-32 1階
まちかど健康空間	丸山台 2-11-21 2階
まちかど健康相談室	広沢 1-2 コンフォール和光西大和
まちかどピテクス和光	南 1-27-35
まちかど元気アップ	南 1-9-25
まちかど生き生きプラザ(令和5年開設)	下新倉 1-4-17

2-3 ケアマネジメントの強化と地域課題の解決に向けた取組み

◎健康増進浴場施設利用補助（保健福祉事業）

被保険者の介護予防（閉じこもり予防）主な目的として、要介護認定者の介護にあたっている家族等介護者のリフレッシュに資するため、対象の浴場施設の利用を補助します。

【基本施策3 高齢者の暮らしを支える仕組みの充実】

■在宅介護の限界点を高めるためには、在宅介護と在宅医療の連携強化を図り、入退院時の効果的な連携や、介護保険では支援できないニーズに対応するサービスが必要です。また、高齢者の尊厳を守るため、認知症に対する認識の普及や低所得者に対する支援などの暮らしを支える仕組みを充実させます。

<主な具体的な取組内容>

3-1 認知症対策の推進【重点】

- ◎認知症計画の策定及び運用 ◎認知症の正しい知識・理解の啓発
- ◎認知症予防、重症化予防への取組み ◎認知症の本人や家族の地域での生活を支える
- ◎認知症の本人への適切な医療・介護の提供強化 ◎認知症検診の実施

3-3 地域で暮らし続けるための支援（市独自サービス）

◎高齢者地域送迎サービス費助成（市町村特別給付）：要介護1以上の高齢者

要介護状態等の軽減又は悪化の防止の観点から、加齢に伴って生ずる心身の機能の低下に起因して外出することが困難な高齢者に対し、当該高齢者の自宅と医療機関との間の送迎の利用に要する費用の一部を助成することにより、居宅における介護の充実を図ります。

◎高齢者紙おむつ等購入費助成（市町村特別給付）：要支援高齢者・要介護高齢者

加齢に伴って生ずる心身の機能の低下に起因して自らの排泄動作等に支障をきたす高齢者に対し、紙おむつ及び居宅介護用品の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の自立した生活を支援します。

◎高齢者栄養改善サービス費助成（市町村特別給付・地域支援事業）：要支援高齢者・要介護高齢者

加齢に伴って生じる心身の機能低下に起因して自ら食事を用意することが困難な高齢者に対し、その状況に応じて、栄養のバランスのとれた調理済みの食事の提供（配食サービス）及び食事の自立のための栄養改善指導（栄養改善マネジメント）の利用に要する費用の一部又は全部の助成を行い、栄養状態が改善されることにより高齢者の自立した生活を支援します。

<以下、対象の限定あり>

- ◎ごみ出し困難世帯の戸別収集 ◎救急医療情報キット配付 ◎車椅子の貸出し
- ◎在宅高齢者等訪問理容サービス出張費助成 ◎高齢者杖給付
- ◎避難行動要支援者の支援 ◎高齢者入浴料助成 ◎住まいへの支援 等

【基本施策4 介護保険サービス提供体制の整備】

■市民にとって適切な介護サービスを安定的に利用できる環境を整備するため、事業者に対して事業運営の指導・監督を実施すると同時に、給付適正化を徹底します。また、今後さらに重要性が高まっている介護従事者の不足に資する事業を展開すると同時に、事業者のニーズを把握し、新たな人材確保の施策を検討します。その他に、今後の人口動態や介護ニーズの見込み等を見据え、地域の実情に応じた介護サービス基盤を計画的に整備します。

<主な具体的な取組内容>

4-1 介護人材の確保・育成【重点】

- ◎埼玉県及び関係団体との連携 ◎介護職員処遇改善 ◎働きやすい職場環境整備
- ◎介護に関する入門的研修の実施 ◎お仕事相談会の開催
- ◎介護人材の不足状況の確認と支援の推進

7 第9期介護保険事業の計画的推進

【計画の進捗管理】

- 本市の条例に基づき設置する市の諮問機関である和光市介護保険運営協議会において、地域特性など介護保険事業全体の分析データや施策の進捗状況を諮問し、課題について分析した結果を本市のホームページ上に情報公開します。
- 協議会内に設置する地域包括支援センター運営部会及び地域密着型サービス運営部会では、より専門性の高い事案を効率的・効果的に審議します。

【第1号被保険者の保険料（第9期）】

所得段階 (和光市)	対象者	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者等 ・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.470	2,764円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.700	4,116円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.705	4,145円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者あり）で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	5,292円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者あり）で特例第4段階に該当しない方	1.00	5,880円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	7,350円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.40	8,232円
第8段階	前年の合計所得が210万円以上320万円未満の方	1.65	9,702円
第9段階	前年の合計所得が320万円以上500万円未満の方	1.90	11,172円
第10段階	前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	2.15	12,642円
第11段階	前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.40	14,112円
第12段階	前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.70	15,876円
第13段階	前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	3.00	17,640円

【参考】第1号被保険者保険料基準額の推移

	国平均	埼玉県平均	和光市
第6期	5,514円	4,835円	4,228円
第7期	5,869円	5,058円	4,598円
第8期	6,014円	5,481円	5,455円

和光市長寿あんしんプラン

第9期和光市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

令和6(2024)年3月

発行／和光市 健康部 長寿あんしん課 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号
TEL：048(464)1111(代表) FAX：048(466)1473